

津波防災の日



津波防災の日とは？



平成23年に発生した「東日本大震災」による甚大な津波被害を踏まえて、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、国民の間に広く津波対策についての理解を深めるために、

毎年「11月5日」を「津波防災の日」と定めました。

と定めました。



※ 11月5日は、1854年11月5日に発生した「安政南海地震」で、和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて暗闇の逃げ遅れている人達を高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなんだ日です。

【津波警報・注意報】

- 津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から地震発生後、約3分で「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発表され、その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表されます。

【津波警報・注意報の種類】

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m 超 (10m < 高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p> <p>津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	<p>お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。</p>
	10m (5m < 高さ ≤ 10m)			
5m (3m < 高さ ≤ 5m)				
津波警報	3m (1m < 高さ ≤ 3m)	高い	<p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>	<p>また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がけましょう。</p>
津波注意報	1m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p> <p>津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p>	

- 地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配が無い場合、又は、津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報（若干の海面変動）を発表します。

※気象庁「津波防災リーフレット」から抜粋

津波から身を守るために



津波は、一度発生すると広域にわたり、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を及ぼす災害です。

平素からの災害時における被害軽減に対する「**備え**」その発生に際して、住民一人ひとりが迅速かつ適切な行動をとることが重要です。

【具体的な備え】

【備え】

- 1 できる限り迅速に高い場所への避難を開始すること
- 2 大津波警報等を見聞きしたら速やかに避難すること
- 3 家族の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等の避難ルールを各家庭で予め決めておくこと
- 4 住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、食器等の落下防止対策をしておくこと
- 5 安全な高台の避難場所、避難経路を予め把握しておくこと



※気象庁HP参考

【津波に関するピストグラム等】

◇ピストグラム◇



津波注意

津波が来襲する危険のある地域を示します。



津波避難ビル

津波に安全な避難場所を示します。



津波避難所

※内閣府（防災担当）HPより